

南海トラフ地震発生時における広域避難に関する協定書

高知県、高知県教育委員会、高知市、香南市、香美市及び高知県公立大学法人（以下「協定締結者」という。）は、中央圏域における広域避難に関する協定書（平成29年5月9日発効）の規定に基づいて広域避難の実効性を高めるための手順及び考え方が定められた中央圏域広域避難計画（この協定の規定の適用の時点における最新のバージョンの計画をいう。）を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、南海トラフ地震（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第2条第2項に規定する南海トラフ地震をいう。以下同じ。）が発生し、高知市及び香南市の避難者を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合に実施することとなる高知市及び香南市の区域を越えた香美市の区域への広域一時滞在（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第86条の8第1項に規定する広域一時滞在をいう。以下「広域避難」という。）について、基本的な事項を定めることで、南海トラフ地震発生後の広域避難に係る協定締結者の相互調整等の迅速化を図ることを目的とする。

（広域避難所の設置）

- 第2条 別表に定める施設に応じて、協議元自治体は、協議先自治体から提供された広域避難に対応する避難所（法第86条の8第4項に規定する避難所をいう。以下「広域避難所」という。）を施設管理者が所有する施設及びその敷地（以下「施設等」という。）に設置することができるものとする。
- 2 協議元自治体、協議先自治体及び施設管理者は、広域避難所の管理体制（第9条の物資等の整備を含む。）及び施設使用時の注意事項等について、この協定の締結後速やかに協議を開始し、決定するものとする。
 - 3 施設管理者は、施設等の図面その他の広域避難所の設置及び運営に必要な情報を協議元自治体及び協議先自治体に提供するものとする。

（広域避難所の周知）

第3条 協議元自治体及び協議先自治体は、円滑かつ安全に広域避難を実施するため、平常時から広域避難及び広域避難所に関する情報を住民等に広く周知し、理解を得よう努めるものとする。

（広域避難の実施）

- 第4条 広域避難は、南海トラフ地震発生後、法第86条の8の規定に基づいて、協議元自治体及び協議先自治体が協議の上、実施するものとする。
- 2 協議元自治体は、法第86条の8第3項の規定に基づき、前項の規定による協議に際し、当該協議に係る各被災住民についての法第90条の3第2項に規定する被災者台帳記載事項（次の各号に掲げる事項をいう。）に係る情報であって自らが保有するものを協議先自治体に提供しなければならない。
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 性別
 - (4) 住所又は居所
 - (5) 住家の被害その他協議元自治体が定める種類の被害の状況

- (6) 援護の実施の状況
 - (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - (8) 電話番号その他の連絡先
 - (9) 世帯の構成
 - (10) 罹災証明書の交付の状況
 - (11) 協議元自治体が台帳情報を協議元自治体以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
 - (12) 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - (14) 第8号から前号までに掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し協議元自治体が必要と認める事項
- 3 協議先自治体は、法第86条の8第4項の規定に基づき、施設管理者に施設等の被災状況、施設等利用者の状況、被災住民の受入可能時期及び使用可能範囲等を速やかに確認し、これらの状況に鑑みて、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、協議元自治体の被災住民に対し、当該施設等を広域避難所として提供しなければならないものとする。
 - 4 協議元自治体は、協議先自治体から前項の規定による広域避難所の提供があった後、広域避難所を設置するものとする。
 - 5 協議先自治体は、法第86条の8第8項の規定に基づき、協議元自治体から第3項の規定により受け入れた被災住民の援護に関する情報の提供を受けたときは、当該被災住民に対し、当該情報を提供するとともに、協議元自治体から求められたときは、当該被災住民に関する情報であって自らが保有するものを提供するものとする。
 - 6 協議元自治体は、広域避難所を閉鎖するまでの間において、広域避難に係る情報を協議先自治体及び施設管理者と相互に共有を図るものとする。

（施設等の使用箇所の一部制限）

第5条 施設管理者は、南海トラフ地震発生後、施設等の被災状況等により、別表に定める使用箇所の一部の使用を制限することができるものとする。

（広域避難所の設置期間）

- 第6条 広域避難所の設置期間の始期は、協議元自治体が協議先自治体に対して広域避難をする被災住民の受け入れを要請し、協議先自治体がこれに応じたときとする。
- 2 広域避難所の設置期間の終期は、前項の応じた日の翌日から起算して30日を経過した日とする。ただし、協議元自治体、協議先自治体及び施設管理者の協議の上、これと異なる終期とする場合は、その日とする。
 - 3 協議元自治体は、前項の設置期間を延長する場合は、協議先自治体及び施設管理者と協議の上、設置期間の延長をすることができる。
 - 4 前2項の協議に当たっては、協議元自治体及び協議先自治体の区域における被災状況及び避難所の収容状況のほか、施設管理者の教育行政又は教育事業の再開等、災害復興に向けた取組の状況を勘案するものとする。

（広域避難所の設置及び運営）

第7条 広域避難所の設置及び運営は、原則として協議元自治体が行う。この場合において、協議元自治体は、協議先自治体及び施設管理者等との連携を図るものとする。

(広域避難所運営マニュアルの作成)

第8条 協議元自治体は、南海トラフ地震の発生に備えて、第2条第2項の協議結果を踏まえた広域避難所運営マニュアルを作成するものとする。

2 協議元自治体は、前項の規定により作成した広域避難所運営マニュアルを高知県、協議先自治体及び施設管理者に提供するものとし、同マニュアルを改定した場合も同様とする。

(物資等の整備)

第9条 協議元自治体は、広域避難所を設置する施設等に広域避難に必要な物資等を整備しようとするときは、第2条第2項の協議結果を踏まえた上で、あらかじめ施設管理者の承諾を得るものとする。

(費用負担)

第10条 協議元自治体が施設等をこの協定に基づき使用する場合の使用料（施設等を占有及び使用する権利に対して支払われる費用をいう。以下同じ。）は、無償とする。

2 広域避難並びに広域避難所の設置及び運営に要した費用（前項の使用料を除く。次項において同じ。）については、協議元自治体が負担するものとする。

3 協議元自治体、協議先自治体及び施設管理者は、前項の広域避難並びに広域避難所の設置及び運営に要した光熱水費及び通信費等について、この協定の締結後速やかに協議を開始し、決定するものとする。

(原状回復義務)

第11条 協議元自治体は、広域避難所の設置期間を終えたときは、施設等のうち広域避難所に使用した箇所について、施設管理者と協議の上、協議元自治体の負担で原状に回復するものとする。ただし、地震等の災害により損傷した箇所はこの限りではない。

(訓練の実施等)

第12条 協議元自治体、協議先自治体及び施設管理者は、この協定が定める事項が円滑に実施されるよう、平常時から必要に応じて訓練の実施及び情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の効力は、協定締結の日の午前零時から生じるものとし、協定締結者の協議により効力を失わせる決定をしない限り、その効力は存続するものとする。

(適用除外)

第14条 施設等の全部又は一部について次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、この協定の規定は、その施設等の全部又は一部について適用しない。ただし、これらの事由が消滅した場合はこの限りでない。

(1) 施設等の休止

(2) 施設等の取壊し

(3) 施設等の施設管理者の変更（別表に定めるその他の施設管理者に管理権原者が変更される場合を除く。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、協定締結者で協議の上、施設等を使用しないこと

を決定した場合

(協議事項)

第15条 この協定の定めのない事項及び疑義が生じた事項等については、その都度、協定締結者で協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、協定締結者それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年12月22日


高知県知事



高知県教育長



高知市長



香南市長



香美市長



高知県公立大学法人
高知工科大学長



別表 広域避難所を設置する施設等（第2条関係）

施設	所在地	使用箇所	収容可能面積	施設管理者	協議元自治体	協議先自治体
高知県立林業大学校	高知県香美市土佐山田町大平80番地	多目的実習室	126.00㎡	高知県	高知市	香美市
		会議室	31.50㎡			
		教室	281.70㎡			
		駐車場	1,300.00㎡			
高知県立森林研修センター情報交流館	高知県香美市土佐山田町大平80番地	展示ホール	331.50㎡	高知県	高知市	香美市
		研修室	54.00㎡			
高知県立産業構造改善支援センター	高知県香美市土佐山田町大平80番地	B棟	183.09㎡	高知県	高知市	香美市
		C棟	113.30㎡			
高知県立森林技術センター	高知県香美市土佐山田町大平80番地	駐車場	1,400.00㎡	高知県	高知市	香美市
		実習スペース	1,600.00㎡			
高知県立香北青少年の家	高知県香美市香北町吉野1300番地	本館	431.45㎡	高知県教育委員会	高知市	香美市
		別館	111.49㎡			
		研修棟	214.40㎡			
		はなれ	68.82㎡			
		キャンプ場	1,730.00㎡			
高知県公立大学法人高知工科大学	高知県香美市土佐山田町宮ノ口185番地	教育研究棟B・C	1,222.50㎡	高知県公立大学法人	高知市	香美市
		講堂	470.60㎡			
		キャンパスグリーン	6,394.00㎡			
		西駐車場	1,300.00㎡			
		東駐車場	1,630.00㎡			
		北駐車場	1,000.00㎡			
高知県公立大学法人高知工科大学	高知県香美市土佐山田町宮ノ口185番地	教育研究棟A	1,894.70㎡	高知県公立大学法人	香南市	香美市
		香美球場	1,540.19㎡			
		駐車場				
		香美球場フットサルコート	1,208.00㎡			